



福岡医発第 3106 号 (地)
平成 29 年 2 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

第三者行為（交通事故等）に係る診療報酬明細書「特記事項」欄の
「10 第三」の記載について

標記の件につきまして、福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

さて、国保保険者及び後期高齢者広域連合においては、第三者の不法行為に起因する保険給付については、第三者に対する損害賠償請求が実施されていますが、「患者の疾病又は負傷が第三者の行為（交通事故、傷害等）によって生じたと認められる場合」は、厚生労働省の診療報酬明細書記載要領によって「特記事項」欄に「10 第三」と記載することとされております。

本件は、第三者の行為によって生じたと認められる場合においても、一部の医療機関では特記事項欄に記載がされていない診療報酬明細書が見受けられることから、各保険医療機関に特記事項欄に「10 第三」の記載を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、別添の事務連絡が国保連合会より各保険医療機関に直接通知される予定となっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

平成 29 年 2 月 6 日

福岡県医師会

会 長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理 事 長 小 山 達 生



第三者行為（交通事故等）に係る診療報酬明細書「特記事項」
欄の「10 第三」の記載について（依頼）

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合では、保険給付の適正化を図る観点から、第三者の不法行為に起因する保険給付については、第三者に対する損害賠償請求が実施されています。

「患者の疾病又は負傷が第三者の行為（交通事故、傷害等）によって生じたと認められる場合」は、厚生労働省の診療報酬明細書記載要領によって「特記事項」欄に「10 第三」と記載することになっておりますが、一部の医療機関において記載がされていない診療報酬明細書が見受けられます。

つきましては、効果的な第三者行為損害賠償事務の推進を図るため、第三者行為に起因ものについては、特記事項欄に「10 第三」の記載をお願いする旨、本会から県内医療機関に対して別添「依頼文書」を送付したいと存じますので、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、医療機関への送付時期は、平成 29 年 2 月中旬を予定していますことを申し添えます。

（参考）

- ・ 国保法第 64 条第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項
- ・ 厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」

（新明細書の記載要領 平成 28 年 4 月版（社会保険研究所））

（文書取扱）

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課 求償係

担当 徳田 善和

電話番号 092-642-7815

平成29年2月15日

各保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課

第三者行為（交通事故等）に係る診療報酬明細書「特記事項」
欄の「10 第三」の記載について（依頼）

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合では、保険給付の適正化を図る観点から、第三者の不法行為に起因する保険給付については、第三者に対する損害賠償請求が実施されています。

「患者の疾病又は負傷が第三者の行為（交通事故、傷害等）によって生じたと認められる場合」は、厚生労働省の診療報酬明細書記載要領によって「特記事項」欄に「10 第三」と記載することになっております。

つきましては、効果的な第三者行為損害賠償事務の推進を図るため、第三者行為に起因する診療報酬明細書の特記事項欄に「10 第三」の記載を行っていただきますようお願い申し上げます。

参考として「本会に寄せられたよくある質問」を裏面に記載しておりますが、ご不明な点等ございましたら、下記担当者までご連絡ください。

（参考書籍）新明細書の記載要領 平成28年4月版（社会保険研究所）

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(13) 「特記事項」欄について

コード	略号	内 容
10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合

〔問合せ先〕

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課 求償係

担当 徳田・津野・牧田

電話番号 092-642-7815

参 考

本会に寄せられたよくある質問【第三者行為関係】		
質問事項	回答	
(1) 第三者行為とはどのようなケースがありますか？	民法第 709 条（不法行為による損害賠償）等に基づき、故意または過失によって他人に損害を与えた者は損害を賠償する責任が生じます。主なものは次の①②③があります。	
	① 交通事故	（注意）本人の自損事故により負傷した場合は該当しませんが、同乗者が負傷した場合は第三者行為に該当します。
	② 傷害	けんか等による負傷。
	③ 犬咬み	飼い犬の咬みつきによる負傷。
(2) レセプトへの「10 第三」記載について	① 怪我をした患者の過失が大きい場合は、記載の必要がありますか？	過失割合の大小に関係なく、記載ください。
	② 今まで記載していなかったレセプトはどうしたら良いか？	過誤取消しの必要はありません。次回からの記載をお願いします。
	③ 同一月内に私病と事故分の治療が、混在する場合は記載すべきか？	記載をお願いします。 なお、レセプトの摘要欄には事故外点数もしくは事故点数の記載をお願いします。

○診療報酬明細書 (医科入院外)		記載例		都道府県番号	医療機関コード	1 医科 2 公費 3 後期 4 退職 1 単独 2 2 併 3 3 併 2 本外 4 六外 6 家外 8 高外 10 9 8 7 ()
平成 年 月 分		保険者番号		被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号		
公費負担者番号①		公費負担者番号②		公費負担医療の受給者番号①		公費負担医療の受給者番号②
氏名		特記事項		保険医療機関の所在地及び名称		
1男 2女 1男 2大 3婦 4平 . . 生		10 第三		職上事由		1 職上 2 下船後3月以内 3 通勤災害
傷 (1)		(1)		年 月 日 転 治 亡 中止 診 日		(床)